

令和 7 年生駒市教育委員会

第 2 回定例会 議案

令和 7 年 2 月 2 5 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和7年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第2号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和7年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第3号	令和7年生駒市議会第1回(1月)臨時会提出議案の結果について	16
議案第4号	生駒市教育情報セキュリティ基本方針及び生駒市教育情報セキュリティ対策基準の策定について	17
議案第5号	生駒市不登校支援ビジョンの策定について	18
議案第6号	令和7年度予算編成について	19
議案第7号	令和7年度生駒市学校教育の目標について	20
議案第8号	令和7年度第3次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	21
令和6年 議案第30号	生駒南小学校・生駒南中学校整備事業に関する基本計画の策定について	22

報告第 2 号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和 7 年生駒市議会第 2 回 (3 月) 定例会提出議案の意見について)

令和 7 年生駒市議会第 2 回 (3 月) 定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号) 第 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年 2 月 19 日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算 (第 10 回)
- ・ 生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
教 育 費	小 学 校 費	小 学 校 施 設 管 理 費	11,512
	社 会 教 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	25,917
	保 健 体 育 費	体 育 振 興 事 務 費	20,226

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	906,603	中 学 校 施 設 整 備 事 業	938,188
	社 会 教 育 費	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	7,556	生 涯 学 習 施 設 整 備 事 業	16,057

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
体育施設 整備事業	30,300	〃	〃	〃	57,600	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 民生費国庫負担金	5,432,108	74,139	5,506,247	2 児童福祉負担金	74,139	子どものための教育・保育給付交付金	
3 教育費国庫負担金	100,546	624	101,170	1 幼稚園費負担金	624	子どものための教育・保育給付交付金	
計	5,538,090	74,763	5,612,853				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
5 教育費国庫補助金	19,862	18,752	38,614	5 社会教育費補助金	8,639	体育施設整備事業補助金	
				6 保健体育費補助金	10,113	学校体育施設開放に伴う防犯対策補助金	
計	4,541,500	550,570	5,092,070				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
1 民生費県負担金	2,360,378	37,069	2,397,447	2 児童福祉負担金	37,069	施設型給付費等県費交付金	
4 教育費県負担金	50,273	312	50,585	1 幼稚園費負担金	312	施設型給付費等県費交付金	
計	2,444,595	37,381	2,481,976				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分金額		
2 民生費県補助金	809,325	3,351	812,676	2 児童福祉補助金	3,351	施設型給付費等県費補助金	
6 教育費県補助金	51,118	209	51,327	2 幼稚園費補助金	209	施設型給付費等県費補助金	
計	945,068	4,909	949,977				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育債	1, 174, 800	27, 300	1, 202, 100	3 社会教育債	17, 200	体育施設整備事業債
				4 保健体育債	10, 100	体育施設防犯対策事業債

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

〔単位：千円〕

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				特定財源	地方債	その他	一般財源			
2 児童保育費	2,670,757	102,497	2,773,254	114,559 (国負)			△12,062	18 負担金補助及び交付金	102,497	施設型給付費等負担金
				74,139 (県負)						
				37,069 (県補)						
				3,351						
計	8,031,919	102,497	8,134,416	114,559			△12,062			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明		
				補正額			一般財源					
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他						
											国庫支出金	
1 幼稚園費	947,263	1,667	948,930	1,145 (国負)	624 (県負)	312 (県補)	209	522	18 負担金補助及び交付金	1,667	施設型給付費等負担金	
計	962,549	1,667	964,216	1,145				522				

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

日				補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	単位 千円
							特 定 財 源				区 分	金 額		
							国県支出金 地方債 その他							
							一般財源							
2 社会教育施設費				931, 115	25, 917	957, 032	8, 639 (国補)	17, 200		78	14 工事請負費	25, 917	体育施設整備工事	
計				1, 527, 356	25, 917	1, 553, 273	8, 639	17, 200		78				

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

〔単位 千円〕

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特	地方債	その他			
				国庫支出金					
1 保健体育総務費	124,828	20,226	145,054	10,113 (国補)	10,100		13 12 委託料	20,226	施設整備業務委託料
計	1,377,281	20,226	1,397,507	10,113	10,100		13		



議案第 20 号

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市就学指導委員会条例の一部を改正する条例

生駒市就学指導委員会条例（平成 24 年 10 月生駒市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市教育支援委員会条例

第 1 条中「就学指導を」を「教育支援を」に、「生駒市就学指導委員会」を「生駒市教育支援委員会」に改める。

第 2 条中「、程度」を「及び程度、就学先、就学後の支援」に改める。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「委員」の次に「及び調査員」を加え、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（調査員）

第 9 条 委員会に、障害のある児童及び生徒等への訪問調査を行うため必要があるときは、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育委員会が任命する。

3 調査員は、当該訪問調査が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 22 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び生
駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

(生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第 1 条 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年 1 2 月生駒市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以
外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連
携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当
該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該」を削り、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に、「10年」を「15年」に改める。

（生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小

規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように

するための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第 3 号

令和 7 年生駒市議会第 1 回（1 月）臨時会提出議案の結果について

令和 7 年生駒市議会第 1 回（1 月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 1 号の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 6 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）

【審議経過】

令和 7 年 1 月 2 1 日 開会

令和 7 年 1 月 2 7 日 予算委員会

令和 7 年 1 月 2 9 日 再開

【結果】

原案のとおり可決

議案第 4 号

生駒市教育情報セキュリティ基本方針及び生駒市教育情報セキュリティ
対策基準の策定について

生駒市教育情報セキュリティ基本方針及び生駒市教育情報セキュリティ対策
基準の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則
（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、
別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 5 号

生駒市不登校支援ビジョンの策定について

生駒市不登校支援ビジョンの策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 6 号

令和 7 年度予算編成について

令和 7 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 7 号

令和 7 年度生駒市学校教育の目標について

令和 7 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 8 号

令和 7 年度第 3 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和 7 年度第 3 次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊の
おり提出する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

議案第 30 号

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業に関する基本計画の策定について

生駒南小学校・生駒南中学校整備事業に関する基本計画の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

